

補助金調書

補助金名	文化財保存事業費補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化財部文化財保護課 (TEL 711-4783)
交付先	団体	指定文化財所有者			区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体等が限定されているため。					
補助開始年度	昭和48	年度	経過年数	43	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	指定文化財を保護し、市民の文化向上及び発展に資するため、指定文化財修理等の事業に対し、必要な経費の一部について補助を行うもの					
補助金の終期	平成28	年度	延長回数		回	
終期を延長する理由						
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○補助対象経費 国指定文化財の補助対象経費は修理工事経費、防災工事経費、その他工事経費、設計料及び監理料、工事報告書印刷経費、事務経費等とする。 県・市指定文化財の補助対象経費は文化財修理、防災等の事業にかかり直接必要な経費とする。 ○算定方法 国指定文化財：補助対象経費の1/8以内 県指定文化財：補助対象経費の1/4以内 市指定文化財：補助対象経費の3/4以内				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	2 件	2 件	3 件		
	2,441 千円	3,699 千円	3,901 千円	3,489 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	県指定天然記念物「榎田の銀杏」天然記念物再生事業及び市指定文化財「住吉神社能楽殿」保存修理事業を行った。					
補助金交付 による効果	文化財としての価値を保持した治療及び修理が行われ、指定文化財の保存および積極的な公開・活用を進めることができている。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。